

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月24日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	復水系高圧復水ポンプ(C)油ポンプ吐出圧力検出配管ユニオン部(計器と計器元弁の間)より微少リーク(にじみ程度)が認められたため、当該配管ユニオンを補修。(当該配管下部へ油受けを設置)	G	
2	3号機	サービス建屋2階外気取り入れ室の火災報知器において、誤警報の発生(3回発生しその都度現場確認し異常なし)が認められたため、当該室内火災感知器を修理。	G	
3	3号機	取水設備トラベリングスクリーン(H)において、同設備電気回路の絶縁抵抗不良(線間抵抗及び対地間抵抗が0 )が認められたため、原因調査後対応検討。	G	
4	4号機	定期事業者検査「プロセスモニタ機能検査(その1)」の記録において、誤記(検査工程表の検査実施日が実績と相違)が認められたため、当該誤記の影響を評価し、訂正不要を確認。(成績書の検査実施日記載に間違いなく、品質記録は問題なし)	G	
5	4号機	残留熱除去海水系海水ポンプ(C)停止操作時、同系熱交換器出口元弁のリミットスイッチ不良による当該ポンプ停止インターロックの条件不成立(熱交換器出口元弁が全閉しても全閉の信号発信せず)が認められたため、当該弁リミットスイッチを点検補修。	G	
6	4号機	換気空調系コントロール建屋非常用電気品室(A)冷却水サージタンク水位「高」警報の発生に伴い調査したところ、当該タンク水位調節弁にシートリークが認められたため、当該弁を補修。	G	
7	4号機	非常用ガス処理系排ガス放射線モニタ(A)において、指示不良(ハンチング事象あり)が認められたため、当該モニタを点検。	G	
8	4号機	非常用ガス処理系排ガス放射線モニタ(B)において、指示不良(ハンチング事象あり)が認められたため、当該モニタを点検。	G	
9	4号機	残留熱除去系ポンプ(A)吸い込み配管洗浄(純水)終了時、同系の起動準備で原子炉に接続されている弁を開けたことにより、原子炉水位の上昇が認められたため、同水位を調整すると共に対応検討。	G	
10	4号機	タービン補助蒸気系補助蒸気元弁(電動弁)操作前確認時、中央制御室の計算機監視画面における同弁の開閉表示不良(全開位置で中間開度を表示)が認められたため、当該弁の位置検出スイッチを点検調整。	G	
11	1.2号廃棄物処理設備	濃縮洗濯廃液給液ポンプにおいて、吸い込み配管の詰まり事象(同ポンプの吸い込み圧力及び流量の指示なし)が認められたため、当該配管を点検清掃。	G	
12	1.2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋設置の携行品モニタの性能確認時、線検出器(測定面6面中、前面と下面)に不良(測定できない)が認められたため、当該携行品モニタを使用禁止。(同モニタの線検出器は正常で、入退域モニタでの携行者汚染確認も問題なく、放射性物質の管理区域外への持ち出しなしを確認)	G	